

新型コロナウイルス感染症に係る群馬県高体連主催大会等実施ガイドライン【一部改正】（令和4年6月1日） 新旧対照表

（主な変更点）

（下線部分は改定箇所）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症に係る 群馬県高体連主催大会等実施ガイドライン【Ver.7】 令和4年 <u>6月1日</u> 群馬県高等学校体育連盟</p> <p>3. 大会開催時の感染防止策について</p> <p>1) 一般的な事項</p> <p>④ 大会に参加する全ての者（選手・顧問・役員等会場内に入る者）は、競技中以外は<u>原則（追加）マスクを着用</u>すること。</p> <p>2) 大会申込時の申合せ事項</p> <p>① 選手が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること。（大会当日に書面で確認を行う）</p> <p>C) <u>（削除）</u></p> <p>⑧ <u>観客及び学校関係者や保護者等の入場については、各競技会場等の実情を踏まえ別途協議の上、専門部ごとに決定すること。なお、感染の拡大状況によっては、本連盟として観客の有無等を一律に判断することもある。</u></p> <p>3) 大会会場で準備すべき事項</p> <p>④ 飲食</p> <p>C) 大会中の飲食は必要最低限にとどめ、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、<u>会話は控えること。</u></p>	<p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症に係る 群馬県高体連主催大会等実施ガイドライン【Ver.6】 令和3年 <u>10月20日</u> 群馬県高等学校体育連盟</p> <p>3. 大会開催時の感染防止策について</p> <p>1) 一般的な事項</p> <p>④ 大会に参加する全ての者（選手・顧問・役員等会場内に入る者）は、競技中以外は<u>マスクを着用</u>すること。</p> <p>2) 大会申込時の申合せ事項</p> <p>② 選手が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること。（大会当日に書面で確認を行う）</p> <p>C) <u>過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合</u></p> <p>⑧ <u>観客については、当面の間は「無観客」を基本とするが、保護者の入場については、各競技会場等の実情を踏まえ別途協議の上、専門部ごとに決定すること。</u></p> <p>3) 大会会場で準備すべき事項</p> <p>④ 飲食</p> <p>C) 大会中の飲食は必要最低限にとどめ、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、<u>会話は控えめにすること。</u></p>

5) 大会参加者への対応

① 体調の確認

G) (削除)

② マスク等の準備 (マスクの正しい着用については、厚生労働省 HP を参考にして、熱中症の防止等に十分留意の上、適切に対応する。) (追加)

B) 参加の受付、着替え、片付け等の運動を行っていない間については、マスクの着用を求めること。(運動中のマスクの着用は各校関係者の協議により判断する)

6) 競技上の留意点

④ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を空けて対面を避け、会話は控えること。

7) 選手が遵守すべき事項

① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる。なお、判断が困難な場合は学校と協議すること。(利用当日に書面で確認を行う)

C) (削除)

8) 部員又は部顧問(関係指導者)の感染が判明した場合の対応

③ 大会後

B) 当該の専門部は、速やかに高体連事務局に連絡し、対応を協議するとともに、感染が疑われる方への連絡等を行うこと。

5) 大会参加者への対応

① 体調の確認

G) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② マスク等の準備

B) 参加の受付、着替え、片付け等の運動を行っていない間については、マスクの着用を求めること。(運動中のマスクの着用は顧問等の判断によるものとする)

6) 競技上の留意点

④ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を空けて対面を避け、会話は控えめにすること。

7) 選手が遵守すべき事項

① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる。なお、判断が困難な場合は学校と協議すること。(利用当日に書面で確認を行う)

C) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

8) 部員又は部顧問(関係指導者)の感染が判明した場合の対応

③ 大会後

B) 当該の専門部は、速やかに事故報告書(様式 6-4)を高体連事務局へ提出し、大会当日に会場内にいたすべての者に連絡をすること。